

出展申込書

申込日	年 月 日 ()	申込期限	2021年10月15日(金)
-----	-----------	------	----------------

クリーニング産業総合展2022 クリーンライフビジョン21 in Tokyo の「出展規約」に定める事項を了承し、下記の通り申し込みます。

※太枠内に必要事項をご記入のうえ、クリーンライフビジョン21運営事務局へメールもしくはFAXで送信後、原本を同運営事務局まで郵送し、コピーを出展者控えとして大切に保管してください。(記載内容に変更が生じた場合は、運営事務局へご連絡のうえ訂正した申込書を再度ご提出ください。)

1. 基本情報

出展ブース名	ふりがな ※法人格は(株)、(有)等に省略して使用します。	共同出展者 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
会社・団体名	ふりがな	(印)
代表所在地	〒	
代表者	役職名 (ふりがな) 氏名	(印)

2. 出展申込者情報 ※出展に関するご請求、ご連絡、配布物の送付は出展申込者宛てに行います。

担当者所属 団体・社名	ふりがな		
担当者 所在地	〒		
担当者情報	部署名	役職名	(ふりがな) 氏名 (印)
TEL	<input type="checkbox"/> 優先する連絡先に☑を入れてください	FAX	
携帯電話	<input type="checkbox"/>	E-MAIL	
HPアドレス	http:// ・ https://		

3. 出展申込内容

出展分野	右記の番号をご記入ください	1. 機械 2. 機器・部品 3. 資材 4. 環境・節電対策 5. コインオペレーション 6. 産業クリーニング 7. ICT・決済システム 8. 店舗設備 9. 公衆衛生・感染症対策 10. 特殊クリーニング 11. その他				
展示内容						
予定する設備・付帯工事						
給・排水工事	電気使用見込書	アンカーボルト	コンプレッサ (エア)	ボイラー (蒸気)	都市ガス	パッケージブース申込み
要 ・ 不要	100V kW 200V kW	要 ・ 不要	要 ・ 不要	要 ・ 不要	要 ・ 不要	有 ・ 無

4. 出展申込み小間数

申込小間数	出展料金
小間	297,000円 × 小間 = 円 (税込)
●ご希望の小間形状 ※4小間以上の出展社のみ必ず記載してください。 ※L字型のご希望はお受け致しません。 <input type="checkbox"/> 単列小間 (1 小間 × 申込小間数) <input type="checkbox"/> 複列小間 (小間 × 小間)	●小間位置ご希望コメント ※会場レイアウトの都合上必ずしもご希望に添えない場合がありますので、ご了承下さい。 ※L字型のご希望はお受け致しません。

振込口座	みずほ銀行 神田支店 (普通) 店番 108 No.1461097 「クリーンライフビジョン21 株式会社アイ・コミュニケーション」 ※2021年11月30日 (火) までに上記口座にお振込みください。振込手数料は出展者にてご負担ください。
------	---

事務局 使用欄	受付日	請求日	入金日	出展形態	共同No.	入力者	管理No.
				単独・共同			

出展申込書 クリーンライフビジョン21運営事務局
郵送先 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-8-8 VORT神田小川町 8F (株)アイ・コミュニケーション内 TEL.03-5289-0038

※ご記入いただいた情報はクリーニング産業総合展2022 クリーンライフビジョン21 in Tokyo に関わるすべての告知、および全国クリーニング生活衛生同業組合連合会からの連絡に使用します。

出 展 規 約

1. 基本条件

- (1) 出展者は、申込書に記載した内容を展示するものとします。
- (2) 主催者は、申込書の記載内容が本展示会の趣旨に合致しない場合には、申込者に対し、出展をお断りする場合があります。
- (3) 出展者は、出展申込書記載内容のうち、企業の概要、出展する製品、技術等に関する内容などについて主催者がパンフレット、ホームページ等に記載する事に同意するものとします。

2. 申込金及び出展小間料の請求

- (1) 事務局が出展申込書を受け取り、記載内容について承認した場合、事務局より請求書を発行させていただきます。
- (2) 出展料は 1 小間あたり 297,000 円 (税込) とし、この金額が出展小間料の請求額となります。
- (3) 出展者は、出展小間料の請求額を 2021 年 11 月 30 日 (火) までに指定の口座にお振込み下さい。
- (4) 振込手数料については、出展者が負担するものとします。
- (5) 期限までに出展料のお支払いが確認できない場合、出展のお申込みを取り消させていただきますことがあります。

3. 出展申込後の取消

- (1) 出展申込後の小間の取り消し、変更は原則として認めないものとします。
- (2) 申込者の都合により、小間の取り消しまたは変更があった場合には、申込者はその旨を事務局宛に書面により通知して下さい。
なお、その際には、下記のキャンセル料を頂きますので予めご了承下さい。
2021 年 11 月末日まで … 小間料金の 50%
2021 年 12 月 1 日 (水) 以降 … 小間料金の全額

4. 小間位置の決定

- (1) 小間配置に関しては、会場ゾーニング、出展小間数などを考慮して主催者側で決定します。
- (2) 展示効果の向上の為に、事務局側で小間図面の変更、小間の再配置を行うことがありますので、あらかじめご了承下さい。
- (3) (2) により小間位置の変更した場合においても、出展者は小間位置の変更に対する賠償請求は行えないものとします。

5. 小間の転貸等の禁止

出展者は、配置決定小間の全部又は一部を第三者に転貸、売買、交換、又は譲渡することはできません。

6. 共同出展の申込み

2 社以上の申込者が共同で出展する場合、1 社が代表 (取りまとめ会社) として「出展申込書」を作成し、共同出展者は、1 社につき 1 部「共同出展申込書」※を作成し、取りまとめ会社が全ての申込書をまとめてご提出ください。
※「共同出展申込書」については事務局へお問い合わせください。

7. 出展物等の設置及び撤去

- (1) 出展者は、事務局より通知された時間内に展示物などの会場への搬入及び設置を行うものとします。
- (2) 出展者は、小間内の展示物の設置を、会期初日の午前 8 時 30 分までに完了させるものとします。
- (3) 出展者が (2) の時刻までに自社の小間を占有しなければ、事務局は契約が解除されたものとみなし、当該場所を事務局が使用できる権利を有するものとします。
- (4) (3) により契約を解除された出展者は、同日に解約した場合のキャンセル料として、出展小間料全額に相当する金額を支払うものとします。
- (5) 出展者は、会期中の展示物等の搬入、移動及び搬出の際は、必ず事務局の承認を得た後に作業を行うものとします。
- (6) 出展者は、小間内の展示物、装飾品等を、事務局より通知される時間内に撤去するものとします。指定された時刻までに撤去されない物については、出展者の費用により事務局が撤去します。

8. 展示場の使用

- (1) 実演または他の宣伝営業活動は、すべて自社展示小間内において行うものとします。
- (2) 出展者は、実演又は宣伝活動のために、小間近くの通路が混雑し、他の出展者の営業活動を妨害することがないように責任を持つものとします。
- (3) 出展者は、他の小間に隣接している場所では、隣接する小間の妨害となるような小間の設営を行う事はできません。
- (4) 隣接の小間の出展者から苦情が出た場合、事務局が展示会運営上の立場から小間の変更が必要であると判断した場合には、当該小間の出展者は、その変更の求めに応じるものとします。
- (5) 事務局は、出展に係る音、操作、材料、その他の理由から問題があると思われる展示物又は展示会の目的と両立しない展示物の展示を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。
- (6) 事務局は、展示会運営上の立場から問題があると判断した場合に、展示に係る人、物、行為、印刷物等を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。なお、その際の撤去は、出展者側の責任により行うものとします。
- (7) 主催者は (5) 及び (6) による制限、禁止又は撤去により当該出展者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

9. 主催者の管理と免責

- (1) 主催者は、出展物の管理及び保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払うものとします。
- (2) 主催者は、天災地変、テロ、感染症の蔓延その他やむを得ない事情及び主催者に起因しない事由により生じた出展者及びその関係者の損失又は損害 (盗難、紛失、火災、損傷等) について、一切の責任を負わないものとします。
- (3) 主催者は、本展示会併催のオンライン展示会にあたり、EventHub によるシステムの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、登録ユーザーのメッセージ又は情報の削除又は消失、登録ユーザーの登録の取消、本展示会システムの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本展示会システムに関連して登録ユーザーが被った損害につき、賠償する責任は一切負わないものとします。

10. 損害賠償

出展者は、事故又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備もしくは展示会の建造物又は人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。

11. 展示会の中止

- (1) 主催者は、展示会が開催される土地・建物が入場に不適当と判断した場合、天災地変、テロ、感染症の蔓延その他やむを得ない事情又は主催者に起因しない事由により開催が妨害された場合には、主催者の判断により会期を変更又は開催を中止することがあります。
- (2) 主催者は、(1) により会期変更や開催中止とした場合、既に支払われた出展料については、既発生の費用 (会場費、人件費、制作費、外注費等) を差し引いた上で、なお余剰金があった場合、これを出展小間面積に按分して出展者に返金します。会期変更や開催中止が決定した時点で出展者が出展料を支払っていない場合、出展申込済みの出展料金と返金額との差額を出展者が支払うこととします。なお、出展者の都合および判断による出展キャンセルは本規約 3 項に準じます。
- (3) 主催者は、(1) により生じた損失又は損害について、一切の責任を負わないものとします。

12. 規約の遵守

出展者は、出展の申込をもって、主催者が定める展示会の実施に係る規約を遵守することに同意するものとします。